

災害時避難マニュアル

本マニュアルは、広域な自然災害が発生した際の地域住民による支えあい精神の上での、避難体制の手順書とする。

本マニュアルを防災正副団長・正副自治会長・ブロック長・隣組長が保持し、引継ぎ会の際には重要引き継ぎ書とする。

1、組織規約及び体制

綱島区自衛防災団規約による。

2、自然災害の種類

- ① 地震等による家屋破壊・広範囲な火災・延焼の恐れがある災害
- ② 台風・豪雨などに伴う河川の氾濫による水害

3、災害の種類別避難方法

①の場合

別紙「災害時避難場所別区域マップ・避難場所別該当隣組表」の指定された一次避難場所に避難し安否確認を受ける。

②の場合

自宅又は二階建て以上の身近な建物の二階部分に避難する。

※以後の二次避難場所への移動は、長野市の行政指導による。

4、避難援助体制

- 隣組長・・・・・・・・・・当該年度の隣組長が主体となり誘導・援助する。
避難場所に到着したら担当ブロック長に避難状況を連絡する。
※災害時要援護者「別表（避難行動要支援者名簿）」を確認する。
- ブロック長・・・・・・・・各避難場所毎の担当ブロック長が当該ブロックに関係なく
避難者の安否確認を行い、代表ブロック長が集約し自治会長
（通信連絡係長）へ報告する。
※代表ブロック長は年度毎に自治会長が任命する。
- 自治会長・・・・・・・・代表ブロック長より報告のあった避難状況・安否確認を集約
（通信連絡係長）して、本部の情報連絡班長へ報告する。
- 副区長・・・・・・・・情報連絡班長及び避難誘導班長より現状報告を受け、防災
（防災副団長） 団長へ報告する。
- 区長・・・・・・・・防災副隊長より避難状況・安否状況を確認し、消火・防災班
（防災団長） 長、救護班長並びに相談役等と協議し、応急活動の指示命令
を行う。又、現状を集約し行政との情報連絡を行う。

防災マニュアル添付資料

- ① 災害時避難場所別区域マップ
- ② 避難場所別該当隣組表（毎年度訓練時リーダーを変更する）
- ③ 避難行動要支援者名簿（当該隣組に該当者がいない場合は無し）
- ④ 綱島区自衛防災団規約
- ⑤ 綱島区自衛防災組織図